

暮らしの情報

※詳しいことは圓にお問い合わせください。

行政

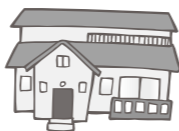
天草アーカイブズ 運営審議会の委員を募集

市では、天草各地の地域史料や公文書などを収集・整理・保存し、それらを利用することができる「天草アーカイブズ」を設置しています。

今回、天草アーカイブズを円滑に運営するために設置している「天草アーカイブズ運営審議会」の委員を募集します。

- ▼対象Ⅱ次のいずれにも該当する人。①市内在住で20歳以上の人②公務員でない人③市の附属機関の委員を3つ以上兼ねることとならない人。
- ▼募集人員Ⅱ1人。
- ▼任期Ⅱ2年。

てくください（届出書は、同課に備え付けています）。届け出がないと、解体前や用途変更前の固定資産税が課税され続ける場合があります。



固定資産評価審査委員会 委員会をご存じですか

固定資産評価審査委員会は、納税者からの申し出を受け、固定資産税の計算の基礎となる固定資産の評価額の審査を行っています。審査の申し出は、基本的には3年に一度の評価替え年度（次回は平成27年度）の納税通知書を受け取ってから60日以内に行うことができます。

なお、評価額以外に関する不服については、納税通知書を受けとってから60日以内に異議申立てをすることができず、詳しくは本庁・課税課へお尋ねください。

圓本庁・課税課

▼応募方法Ⅱ本庁・総務課または各支所担当課に備え付けの申込書（市のホームページにも掲載）と、「天草アーカイブズに期待すること」をテーマとした小論文（400字詰め原稿用紙3枚以内）を、8月4日⑩までに同課または天草アーカイブズ（五和支所内）へ提出してください。

※選考は、小論文による書類選考により行います。

▼天草アーカイブズ（五和支所内）☎⑤5515

長期優良住宅の 固定資産税の減額について

平成28年3月31日⑩までに新築された認定長期優良住宅は、1戸あたり120㎡までに相当する固定資産税の2分の1が5年間減額されます。

- ▼対象の要件Ⅱ●家屋の住居部分の床面積が2分の1以上であること●1戸あたりの床面積が50㎡（1戸建て住宅以外の賃貸住宅などにあつては40

㎡）以上280㎡以下。減額される期間Ⅱ①一般住宅（②以外の住宅）：新築後5年間②3階建て以上の耐火構造住宅：新築後7年間。

▼申込方法Ⅱ印かんと「長期優良住宅認定通知書（写しでも可）」を持参し、本庁・課税課または各支所担当課で申告してください。

圓本庁・課税課

家屋の新築や増築・解体・ 用途変更は「連絡を

平成26年中に新築や増築した家屋は、同27年度から固定資産税の課税対象となります。

新築や増築工事が完了したら、早めに本庁・課税課へご連絡ください。身分証明書を携帯した調査員が事前に連絡して調査にかかっています。

また、家屋を解体したときは、「解家届」を、用途を変更したときは、「用途変更届」を本庁・課税課または各支所担当課へ提出し

都市計画区域マスタープラン （原案の説明会を開催

県では、将来の都市づくりに向けた方針を示す「都市計画区域マスタープラン」の改訂に取り組んでいます。このたび、原案がまとまりましたので、次のとおり説明会を開催します。

- ▼とき・ところⅡ本渡都市計画区域Ⅰ7月23日⑩天草市民センター2階・大会議室Ⅱ牛深都市計画区域Ⅱ7月24日⑩牛深支所2階・会議室。

※時間はいずれも午後7時から。

▼天草地域振興局技術管理課 ☎②4391 / 本庁（別館）・都市計画課



市民ふれあい座談会を開催

市では、市民の皆さんの意見を直接お聞きする“市民ふれあい座談会”を開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日程

地区	とき	ところ
天草	7月24日⑩	高浜地区コミュニティセンター
新和	7月30日⑩	新和町民センター
五和	8月1日⑤	五和町コミュニティセンター
御所浦	8月6日⑩	御所浦保健福祉センターいさな館（御所浦支所2階）
栖本	8月7日⑩	栖本福祉会館
有明	8月19日⑩	有明町民センター大会議室
倉岳	8月20日⑩	倉岳多目的研修集会施設
河浦	8月21日⑩	一町地区コミュニティセンター
本渡	8月26日⑩ 28日⑩	天草市民センター大会議室

※時間は午後7時30分から同9時まで。

圓本庁・秘書課

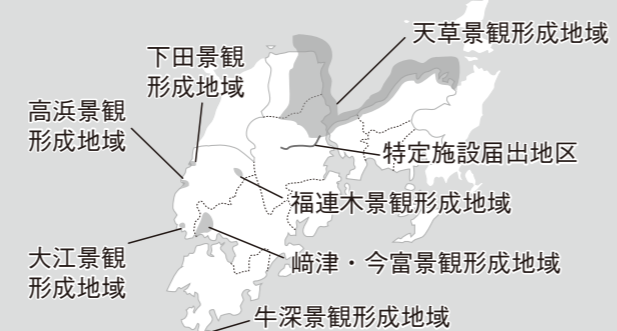
市全域で、一定の規模を超える 建築物等を新築・解体するときは 届け出が必要です

市では、「天草市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを推進しています。市全域を「景観計画区域」とし、特に重要な地域を「景観形成地域（下図）」に指定しています。

▶対象規模＝〔景観計画区域〕高さ13mまたは建築面積が1,000㎡を超える建築物〔景観形成地域〕床面積の合計が10㎡をこえる建築物など。このほかにも、届け出が必要な規模などの基準があります。事前にご相談ください。

▶届け出期間＝着手日の30日前まで。

※「天草市景観計画」や届出書様式は、市ホームページに掲載しています。



圓本庁（別館）・都市計画課

天草市住宅リフォーム助成事業のお知らせ

住宅をリフォームした場合、市内で使用可能な商品券を交付します

▶対象住宅＝個人（生計を一にする親族を含む）が所有し居住している、市内の住宅や店舗等併用住宅または分譲マンションなどの居住専有部分。

▶対象工事＝屋根のふき替えや外壁の張り替え、浴槽の取り替えなど、住宅の機能や性能を維持・向上させるためのリフォームで、施工業者（市が設定する条件にあった業者）に依頼して行う工事費用が、10万円以上（税抜）であること。※対象工事についての詳細は、お尋ねください。

▶商品券と使用方法＝対象となるリフォーム工事費用の2割（上限20万円）の商品

券を交付します。

商品券は商品券取扱登録店舗で使用できます。1枚1,000円（お釣りは出ません）で、地域限定券（使える地域が限定されるもの）と共通券（市内全域で使えるもの）があります。

※商品券取扱登録店舗は、商品券を交付のときにお知らせします。

▶申請方法＝工事を行う前に、申請書（本庁〔別館〕・産業政策課または各支所担当課に備え付け）に必要書類を添付し、同課へ提出してください。工事着工は、決定通知日以降としてください。

圓本庁（別館）・産業政策課 / 各支所担当課